

【お知らせ】建築確認手数料改定について

2022年10月1日より、一部審査（天空率適用時・ルート2構造計算等）について手数料を追加する規程の改定を実施することになりました。諸般の事情をご賢察の上、何卒ご理解を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

→ [建築確認手数料改定について | 新着情報 | 一般財団法人 日本建築総合試験所\(GBRC\)](#)

【お知らせ】令和4年8月16日に、都市の低炭素化の促進に関する法律の一部で改正がありました。

令和4年8月16日に公布されました「建築物省エネ法誘導基準及びエコまち法誘導基準に係る改正」について都市の低炭素化の促進に関する法律の一部で改正がありましたので概要をご紹介します。改正内容を含む認定制度の概要は、国土交通省のホームページをご参照ください。改正内容を含む認定制度の概要パンフレット- 国土交通省 (mlit.go.jp)

- ① 認定申請単位が変更となります。共同住宅等や複合建築物において、住戸の認定が廃止となり、複合建築物の住宅部分、非住宅部分の認定が可能となります。
- ② 省エネ性能がZEH・ZEB水準へ見直しとなります。(住宅のみ)



- ③ その他講ずべき措置が見直しとなります。
 - 再生可能エネルギー利用設備が設けられていること
 - 次のⅠ～Ⅸのうち1項目以上
 - Ⅰ 節水に資する機器（便器・水栓など）の設置
 - Ⅱ 雨水、井戸水又は雑排水の利用のための設備の設置
 - Ⅲ HEMS又はBEMSの設置
 - Ⅳ 再生可能エネルギーと連系した蓄電池の設置
 - Ⅴ 一定のヒートアイランド対策（屋上・壁面緑化等）の実施
 - Ⅵ 住宅の劣化の軽減に資する措置
 - Ⅶ 木造住宅又は木造建築物である
 - Ⅷ 高炉セメント又はフライアッシュセメントの使用
 - Ⅸ V2H充放電設備の設置

外皮性能UA及び η AC：誘導基準（強化外皮基準）				
UA値（外皮平均熱貫流率）W/(m ² ・K)				
1・2地域	3地域	4地域	5地域	
0.4以下	0.5以下	0.6以下	—	
η AC(冷房期の平均日射熱取得率)				
1～4地域	5地域	6地域	7地域	8地域
—	3.0以下	2.8以下	2.7以下	6.7以下
一次エネルギー消費性能：-20%以上				

【解説】無窓居室の主要構造部について（法第35条の3）

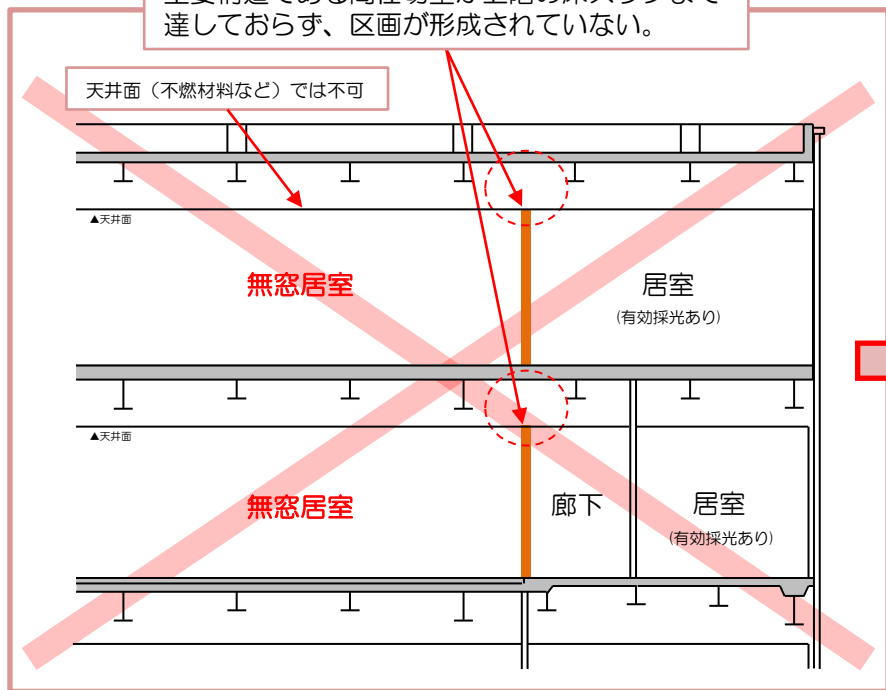
建築基準法第35条の3（無窓の居室等の主要構造部）の規制対象となる建築基準法施行令第111条（1/20採光等）の窓その他の開口部を有しない居室（以下「**無窓居室**」という。）は、国土交通大臣が定める基準に適合するものを除き*主要構造部（間仕切壁も含む）を耐火構造又は不燃材料とし、国土交通省の指導により**当該区画は上階の床スラブまで達する必要があります。**

無窓居室の間仕切壁等の区画

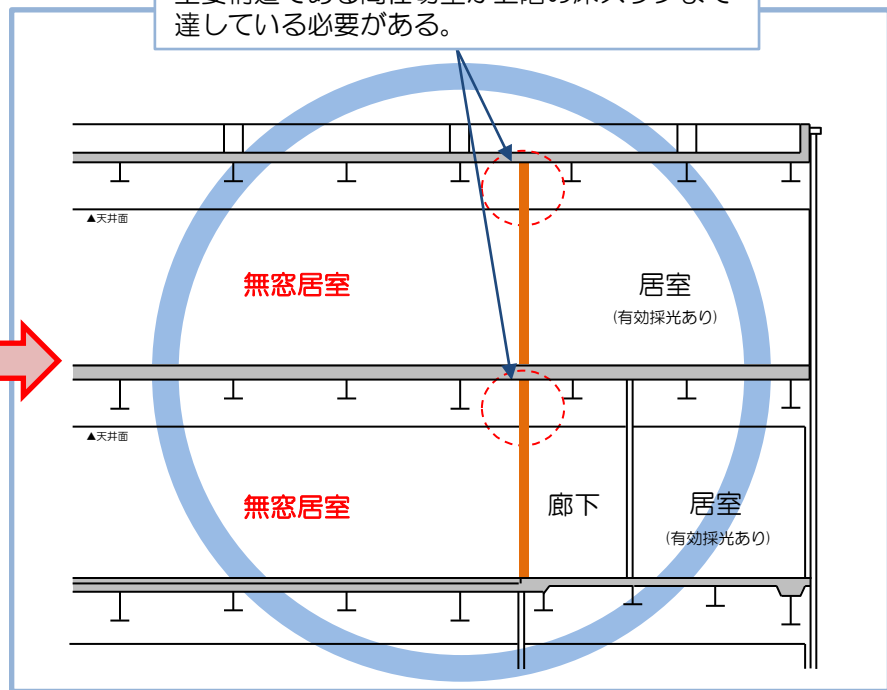
※令和2年国土交通省告示第249号（2020年度7月Vol.19メールマガジン）

<https://www.gbrc.or.jp/assets/documents/center/GBRCmailnewsKakuninVol19.pdf>

主要構造である間仕切壁が上階の床スラブまで達しておらず、区画が形成されていない。



主要構造である間仕切壁が上階の床スラブまで達している必要がある。



【編集後記】

今回のメールマガジンでは、省エネ法及びエコまち法の改正、無窓居室の区画に関する内容をお届けしました。無窓居室の区画部分に関しては議論がある内容かと思われませんが、国交省の指導内容に沿って当機関での見解をお知らせいたしました。今後も皆様の役に立つ旬な情報をお届けして参ります。秋冷が日増しに加わってまいります。ご自愛専一にてお願い申し上げます。

発行者：一般財団法人 日本建築総合試験所

建築確認評価センター 建築確認検査課

担当：小川・久保田・近藤

TEL：06(6966)7565 FAX：06(6966)7680

E-mail：kakunin@gbrc.or.jp